

## 第4回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

平成30年4月10日(火) 午後3時15分

開催場所

岐阜市役所 低層部3階 大会議室

出席農業  
委員

櫻井 宏 ・ 福田 正義 ・ 河田 均 ・ 永田 昭三  
林 安廣 ・ 梶下 信孝 ・ 西垣 隆 ・ 山口 基治  
森瀬 宏 ・ 野々村 貢 ・ 清水 健吉 ・ 江崎 和浩  
中川美那子 ・ 江崎 美咲 ・ 古田 薫

欠席農業  
委員

林 孝雄 ・ 國井 忠男

会 長

栗本 恒雄

出席農地  
利用最適  
化推進委  
員

伊藤 一仁 ・ 伊藤 義照 ・ 塩谷 芳美 ・ 小河 先  
奥村 富則 ・ 加納 康男 ・ 神谷 保行 ・ 岸野 治郎  
杉本 宜永 ・ 高橋 直美 ・ 田中 鉄男 ・ 辻 政廣  
戸崎 和美 ・ 豊吉 育夫 ・ 福井 正弘 ・ 本田 忠男  
眞鍋 勇 ・ 村瀬 忠彦 ・ 山田 貞夫

事 務 局

事務局長 奥田 泰史  
副主幹 高島 明見 主査 則竹 邦彦  
主任主事 大嶽 紘代 主任主事 小栗 照之  
主任主事 川口 尚杜 主事 坂口 由充加  
主事 山田 徳四郎

関 係 者

農林部長 安田 直浩  
農林部次長兼農林政策課長 大久保 義彦  
農林園芸課長 加藤 一義  
畜産課長兼家畜診療所長 佐藤 文勝  
農地整備課長 塩田 健二  
中央卸売市場長 奥村 直彦  
食肉地方卸売市場長 阿部 光宏  
農林部農林政策課副主査 谷口 匠

- 第 17 号 平成 30 年度農業施策・予算編成等に関する要望書  
回答及び平成 30 年度農林部予算概要と農林水産関  
係予算について
- 第 18 号 平成 30 年度農業委員会農業振興対策の重点事業計  
画について
- 第 19 号 平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点  
検・評価（案）並びに平成 30 年度の目標及びその  
達成に向けた活動計画（案）について
- 第 20 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可を要する農地  
の買受適格証明願の審議について
- 第 21 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議に  
ついて
- 第 22 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請  
の審議について
- 第 23 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請  
の審議について
- 第 24 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出並びに同法第 4  
条第 1 項第 7 号及び第 5 条第 1 項第 6 号の規定によ  
る農地転用届出の受理の報告について
- 第 25 号 租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定による農  
地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者  
証明願の審議について
- 第 26 号 農用地利用集積計画の決定について
- 第 27 号 農用地利用配分計画案の策定に対する意見決定につ  
いて

時間もまいりましたので、ただいまから、平成 30 年第 4 回農  
業委員会総会を開会致します。ただいまの出席委員は、18 名中  
16 名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを  
報告致します。

議事に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を慣例により  
まして、私から指名でお願いしたいと思いますが、よろしいです  
か。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議長

それでは、議席番号7番、西垣隆委員、議席番号8番、山口基治委員、よろしく申し上げます。

議長

本日、農地利用最適化推進委員の御出席がありますので、農地利用最適化推進委員の方も意見や質問がありましたらよろしく申し上げます。

議長

それでは、議案の審議に入ります。

議案第17号、平成30年度農業施策・予算編成等に関する要望書回答及び平成30年度農林部予算概要と農林水産関係予算についてを議題と致します。内容につきましては、農林部次長から説明をお願いします。

大久保  
農林部次長

それでは、議案第17号、平成30年度農業施策・予算編成等に関する要望書回答及び平成30年度農林部予算概要と農林水産関係予算について、私から一括して説明致します。

着座にて説明させていただきます。

初めに、要望書に対する回答でございます。

議案の4ページを御覧ください。

1、農業委員会活動についてに関する要望について回答させていただきます。

農政推進委員会の果たす役割は、地域営農の活性化、農地の保全・管理、人・農地プランの合意形成など、継続的かつ円滑に本市農政を推進していく上で重要であると考えておりますので、引き続き予算の確保に努めてまいります。

続きまして、2、経営所得安定対策等についてに関する要望について回答させていただきます。

産地交付金は、水田フル活用ビジョンに基づき、戦略作物の生産、地域振興作物や備蓄米の生産等といった取り組みに対して支払われる交付金であり、過去の実績及び今後の取り組み方針に応じて地域農業再生協議会に枠配分されます。

この配分枠を余すことなく活用するため、農政推進委員会やJA等関係機関と連携し、高付加価値化や低コスト化といった取り組みを一層推進し魅力ある産地づくりを進め、引き続き予算の確保に努めてまいります。

続きまして、5ページを御覧ください。

3、農地中間管理事業についてに関する2点の要望について回答させていただきます。

(1)につきましては、農地中間管理事業を活用して、農地を貸付ける地域や出し手に対し、機構集積協力金を交付することで、地域の実態に即した農地の集積や連坦化を進め、農業生産の向上を図ってまいります。

(2)につきましては、農業委員会と連携し農地の現状を把握した上で、農地中間管理事業を活用した農地貸借を斡旋するなど、耕作放棄地の発生防止に努めてまいります。

続きまして、4、多面的機能支払交付金等についてに関する3点の要望について回答させていただきます。

6ページを御覧ください。

(1)につきましては、農業施設の有効な機能保全を目的に行われる農業用排水路浚渫業務委託につきましては、引き続き適切な予算の確保に努めてまいります。

(2)につきましては、農業用水路の浚渫につきましては、多面的機能支払交付金の対象事業となっており、同事業の推進を図っているところであります。農業用排水路浚渫業務委託も引き続き実施してまいりたいと考えております。

(3)につきましては、多面的機能支払交付金は、地元の方々のコミュニティの育成も目的の一つとしておりますことから、地元の方々の参加を促してまいります。

続きまして、5、農業生産振興及び担い手対策についてに関する8点の要望について回答させていただきます。

7ページを御覧ください。

(1)につきましては、これまで、減化学合成農薬、減化学肥料栽培を推進するぎふクリーン農業や、新技術を導入した特産農産物の生産に取り組む団体に対して、機械・施設等の導入助成を実施してきたところですが、今後も、引き続きこうした取り組みへの支援を進めてまいります。

(2)につきましては、本市農業における新たな産地化とブランド化の確立を図るため、平成27年度から薬用作物の栽培を開始し、市内農業者で構成された薬用作物栽培協議会において栽培技術の習得と種苗の増産を進めております。

また、本市の特産農産物をぎふベジとして位置づけ、販売促進フェアを実施するなど普及・啓発に努めることにより、農業所得

の向上につながる仕組みづくりを構築してまいります。

(3) につきましては、現在、国の農業次世代人材投資資金制度を活用し、新規就農者に農業を始めてから経営が安定するまで最長5年間、年間最大150万円を交付しております。

今後も地域農業の維持・発展を図るためには、新規就農者の育成・確保は不可欠でありますことから、引き続き支援してまいります。

(4) につきましては、農薬の適正使用については、毎年4月に市内全農家を対象としたリーフレットの配布、また、農業委員会だより等による周知を行っておりますとともに、関係機関との連携のもと、市ホームページや市民向けの研修会を年2回開催しております。

今後もこうした取り組みを通じ、農薬に関する正しい情報提供に努めてまいります。

8ページを御覧ください。

(5) につきましては、国の農業経営力向上支援事業を活用して、意欲のある農業者が本格的な農業経営者に成長し、さらなる経営発展を図ることができるよう、法人化等の推進や経営の質の向上に支援してまいります。

また、産地構造改革支援事業により農業設備・機械等の導入を支援し、農業の効率性向上を図り、農業生産の基盤強化を推進してまいります。

(6) につきましては、市民農園は、地産地消の推進、耕作放棄地の解消において効果が期待できます。そのため、本市では、平成24年度より市民農園開設支援事業をスタートし、農地所有者が特定農地貸付法に基づき行う農園整備等に対して費用の一部助成をするとともに市の広報誌を活用して利用者募集をするなど、市民に身近な市民農園整備を進めております。

一方、市内には本市が把握しているだけで28箇所もの農園が存在し、一部農園では利用者募集をしても応募がなく利用率の低下に苦慮している農園も見受けられます。そのため、今後は農園開設希望者にそのような現状を理解していただいた上で支援を進めてまいります。

(7) につきましては、回収につきましては、県、農協と連携し、生産者等に回収日や回収方法等の周知を図ってまいります。

(8) につきましては、農業委員会と連携し、農地の利用状況

を把握した上で、耕作放棄地の所在が判明した場合は所有者等に対し改善を求めるとともに、農地中間管理事業の活用を斡旋するなど、未然に耕作放棄地の発生及びゴミ等の不法投棄防止に努めてまいります。

続きまして、9ページを御覧ください。

6、食農教育の推進についてに関する4点の要望について、順次、回答させていただきます。

(1) につきましては、健康増進課が所管する岐阜市食育推進計画との整合を図る中、JAぎふをはじめとする農業関係団体、教育委員会、保育所等と連携して情報共有に努めるとともに、岐阜市食生活改善推進員の育成や支援、岐阜県栄養士会と協働することで、食農教育の内容充実及び体制強化を推進してまいります。

(2) につきましては、岐阜県や岐阜県農業協同組合中央会、市学校給食会と連携し、学校給食に県内産農作物等を導入した際の費用に対する一部助成を実施しています。

今後も関係機関と連携し、学校給食を通じた地産地消の推進を図ってまいります。

また、岐阜市では食の指導の一環として、食に関する実践的・体験的活動を通して学ぶ、食の体験教室及び地場産物の活用、自校の栽培物の活用等による、学校給食独自献立といった取り組みを行っています。

岐阜市の学校給食に使用する農作物については、一日の使用量が多いため、優先的に使用したいという願いはあっても、残念ながら給食における使用量の確保と安定供給という課題が生じ、希望する数量が確保できない場合があります。

そこで現在は、学校給食独自献立という形で各学校が地元のJAと連携し、地元で収穫された青果物を給食に採り入れる取り組みを行っています。さらには、こうした取り組みがより多くの学校で取り込まれるよう実践交流等を行いながら、実践集を毎年各学校に配付する等、啓発を進めております。

今後さらに、栄養教諭と連携し、岐阜市版オリジナル教材を活用した授業を推進することにより、食農教育の充実を図ります。

10ページを御覧ください。

(3) につきましては、教育委員会と連携し、食農教育児童実践支援事業を展開するとともに、市内各小学校における食農教育活動への支援を実施してまいります。

市内全小学校において、健康教育全体計画を作成し、食生活の大切さが分かり、望ましい食習慣を育てるため、推進の観点として食を位置づけています。栄養士や担任による、栄養指導や食を支える方々への感謝の指導や、お弁当の日を位置づけ、自分で作ったお弁当を持参して食べる活動などを実施しています。

小学校の実践では、総合的な学習の時間において、米や枝豆づくりなどに取り組む際、地域の方の協力を得ながら栽培している学校が数多くあります。

その中には、自分たちで栽培したものを、地域の行事で販売する取り組みをしている学校もあります。中学校の実践では、技術・家庭科の学習において、野菜を栽培したり、地域食材や食文化について学んだりしています。

今後も健康教育全体計画や学習指導計画を基に、児童生徒が実践的・体験的に学ぶことができるようにしていきます。

(4) につきましては、子どもたちに地域農業への理解を促進するため、市内小中学校が実施する食農教育に関する取り組みを支援するとともに、栄養教諭等と連携して食農教育の教材を活用した授業を実施し、地産地消の推進や食農教育の充実を図ってまいります。

続きまして、7、有害鳥獣等の被害対策についてに関する5点の要望について、回答させていただきます。

11 ページを御覧ください。

(1) につきましては、大型有害獣による農作物被害の軽減には、捕獲対策だけでなく、集落ぐるみの被害防止対策を合わせた総合的な対策が不可欠であるため、防除柵の設置等を目的とした補助事業の予算確保に努めてまいります。

(2) につきましては、今年度も小型有害獣捕獲用の檻の台数を増やし、窓口等で捕獲方法等の情報提供に努めた結果、9月末時点で檻の貸し出しは、昨年度の年間実績の69パーセントとなり、捕獲実績は72パーセントに達しています。今後も引き続き捕獲用檻の台数確保や情報提供等、個人捕獲の推進に努めてまいります。

(3) につきましては、昨年度は、ジャンボタニシによる被害報告が最も多い年でしたが、実被害割合は0.35パーセントでした。対策として岐阜市農業委員会だより1月1日号に冬季のジャンボタニシ対策の啓発記事を掲載したほか、同じ1月にJAぎ

ふで実施されたジャンボタニシ撲滅キャンペーンに合わせて資料を提供しジャンボタニシ対策の啓発を依頼しました。

このほか、毎年4月にすべての水稻農家に対してジャンボタニシの防除方法や防除暦について記した防除啓発チラシの配布を行っています。今後も防除対策の周知により、被害拡大防止に努めてまいります。

12ページを御覧ください。

(4)につきましては、果樹園等における農作物に被害を及ぼす小型鳥類につきましては、他都市や本市の事例を参考に、効果の高い檻等による捕獲に努めてまいります。

(5)につきましては、大型獣の有害鳥獣について、被害状況に応じて猟友会と協議して捕獲を実施しているところですが、頭数制限を超えた場合でも、引き続き捕獲が必要な場合は追加捕獲を検討いたします。

続きまして、8、農業基盤整備対策についてに関する3点の要望について、順次回答させていただきます。

(1)につきましては、用排水路等の農業用施設の修繕につきましては、施設の点検結果を基に、改良・補修による長寿命化や更新の検討を行い、より一層、効果的な手法により計画的に整備を進めてまいります。

また、公共事業による農業用施設の移設などの補償につきましては、従来から地元の意見を尊重するよう事業者に対して求めており、引き続き要望を行ってまいります。

(2)につきましては、農業基盤の再整備については、整備内容に応じて活用できる事業メニューがあることから、各地域で必要となる整備内容を取りまとめといただき、各土地改良区や用排水組合等を通じて御相談ください。

13ページを御覧ください。

(3)につきましては、草刈り等の管理を農業者が実施していることは、これまでも機会を捉えて説明しておりますが、今後も引き続きPRに努めてまいります。農振農用地域内の用排水路であれば、多面的機能支払交付金制度を活用することで、この事業の中で保険代金の計上や人件費の支出も可能となりますので、農地整備課まで御相談ください。

要望に対する回答は、以上でございます。

続きまして、平成30年度農林部予算概要と農林水産関係予算



について説明させていただきます。

お手元の議案14ページ、平成30年度農林部予算概要と農林水産関係予算を御覧ください。

本年度の重点課題といたしまして、競争力と魅力ある産業へと  
して、攻めの農林水産業では、①新たな産地化とブランド化の確立、②地産地消と地産外商の推進、③持続可能な力強い農業の実現を図る、という3つの柱と、守りの農林水産業では、①優良農地の集積及び有効利用の促進、②多様な担い手の支援及び育成、③食農教育の充実、④森林環境等の保全、⑤農業用水利施設等の整備を図る、という5つの柱を掲げております。

また、その他の重点課題としては、食の安心確保に取り組んでまいります。

では、主な事務事業案の概要につきまして、説明いたします。

まず、重点課題の1つ目、競争力と魅力ある産業への実現に向けた取り組みとして、1つ目の柱、1、攻めの農林水産業では、①新たな産地化とブランド化の確立を図る事業として、薬用作物栽培推進事業、1千660万4千円は拡大事業です。

薬用作物栽培指導にかかるこれまでの生産拡大や販路開拓の取り組みに加えて、新たに生産者の栽培技術習得に係る経費助成や、生産体制の合理化を図る施設設備等の導入経費に対する助成、また、生産拡大への意欲向上のため栽培面積規模に応じた助成を行い、薬用作物の産地化に向けたソフト、ハード両面からの支援を行ってまいります。

ぎふベジブランド発信事業、613万8千円は拡大事業です。

現在開設しているぎふベジ専用ホームページやフェイスブックでの動画配信など、コンテンツの充実に加え、消費者へのさらなる認知度向上を図るため、新たにぎふベジのロゴマークを商標登録する経費を計上しています。

②地産地消と地産外商の推進を図る事業として、ぎふベジプロモーション事業、620万円は新規事業です。

市内で恒常的に集客が見込める場所にぎふベジ専用ブースを設け、旬野菜などの試食や紹介パンフレットの配布、ぎふベジに因んだストーリー仕立てのPR動画の放映を継続的に行う一方、市外向けとして、首都圏において、岐阜いちごの生ジュースなどの加工品を活用し、一定期間PR活動を展開することで、地産地消と地産外商の両面から、ぎふベジのブランド力向上を図ります。

岐阜市農業まつり開催事業150万円は、生産者と消費者、農業と地域社会とのふれあいをテーマに、JR岐阜駅北口駅前広場でイベントを開催し、市民に対して地産地消をPRすることで、地元農産物の消費拡大を図ります。

③持続可能な力強い農業の実現では、農業者の所得向上に向けた産地構造転換を図るため、必要となる農業用施設の整備や機械等の導入に対する県の補助金に、市費を上乗せし支援する、産地構造改革支援事業、8千653万7千円を実施します。

次に、経営所得安定対策推進事業、1千781万1千円は、恒常的に販売価格が生産費を下回っている米などの水田作物を対象に、差額補填を行う経営所得安定対策制度の円滑な実施のため、必要な経費を助成します。

15ページを御覧ください。

2つ目の柱、2、守りの農林水産業です。

①優良農地の集積及び有効利用の促進では、農地利用状況調査や農地相談員の設置、農業委員会研修などを実施する機構集積支援事業に1千131万6千円、②多様な担い手の支援及び育成として、収入の不安定な新規就農者に年間最大150万円を5年間にわたり助成を行い、定着化を図る農業人材力強化総合支援事業、2千625万円などを行います。

続く③食農教育の充実では、市内の小学生を対象に、学校や農政推進委員会などの各地域団体が行う水稻栽培や野菜づくり、餅つき体験などを支援する食農教育児童実践支援事業、100万円を実施します。

続いて④森林環境等の保全について、ながら川ふれあいの森管理事業、3千967万円は、施設の適正かつ効率的な運営に係る経費を、また、同施設の維持管理計画に基づく維持補修等を行うにあたり、県の森林・環境税を財源として、下刈りなど里山林の整備や、防護柵の取り換えなど老朽化が進む施設の再整備を実施するものです。

森林等環境整備事業、1千336万9千円は、清流の国森林・環境税を活用し、里山林整備、県産材を使用した散策路整備等を実施するものです。

たずさえの森事業、77万2千円は、森林資源の造成と長良川の清流維持を図るため、上流域の自治体と分収造林契約を締結した森林について、下刈りや除伐などの管理を行います。

魚類放流事業、556万5千円は、未成魚アユの放流及び人工ふ化を実施することで、世界農業遺産に認定された清流長良川の鮎を確保し、内水面漁業の振興を図るものです。

16ページを御覧ください。

続いて、⑤農業用水利施設等の整備です。多面的機能保全管理活動交付金、4千620万円は、農業集落が有する多面的機能が維持・発揮されるよう地域資源の保全管理活動に取り組む農地維持活動、施設の長寿命化に向けた更新等を行う資源向上活動などに対し、国、県と一体となって助成するものです。

かんがい排水・機械揚水事業、1億3千676万8千円は、農業用水の確保を目的に、老朽化した農業用施設を整備するものです。

最後に、重点課題の2つ目、食の安心確保では、食肉地方卸売市場及び中央卸売市場の円滑な施設管理・運営を行い、地域の食の安全・安心の確保に努めてまいります。

以上のような事業を着実に実施することにより、本市の農林水産業の振興を図ってまいります。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長

ありがとうございました。

ただいま農林部次長から要望書に対する回答と平成30年度農林部予算について説明をいただきました。

数多くの要望に答えていただきありがとうございました。今年度の事業の推進をよろしくお願いいたします。

議長

続きまして、議案第18号、平成30年度農業委員会農業振興対策の重点事業計画についてを議題といたします。内容につきまして事務局から説明をお願いいたします。

奥田事務局  
長

議案第18号、平成30年度農業委員会農業振興対策の重点事業計画について説明いたします。

お手元の議案26ページを御覧ください。

はじめに岐阜市農業委員会重点事業実施方針ですが、我が国の農業は、従事者の高齢化や後継者の不足、小規模経営などの構造上の要因に加え、輸入農産物の増加による経済のグローバル化への対応、農作物の低価格化等による担い手の減少、耕作放棄地の

増大など、乗り越えなければならない課題が山積みとなっています。

しかしながら、食料の安定供給を図り、国土・環境保全の基盤である農地を守る必要があることは言うまでもありません。

平成28年に見直された農林水産業・地域の活力創造プランでは、農林水産業を成長産業とするため、6次産業化や輸出の促進、農地中間管理機構による担い手への農地集積の実施に向けた取り組み等が示されました。

また、同年に改正された農業委員会等に関する法律では、農業委員の選出方法が変更されるとともに農地利用最適化推進委員が新設され、農地等の利用の最適化の推進が農業委員会の重点業務として明確化されました。

この法改正に伴い、本市農業委員会においては、昨年7月、農業委員の任期満了による改選にて、農業委員19名、農地利用最適化推進委員30名による新体制で活動が始まりました。

農業者の公的代表である農業委員会は、公平・公正かつ適正に農地を管理するとともに、担い手への農地集積を進め、耕作放棄地の解消に努め、農業生産基盤である優良農地の確保を図るとともに、農業を広く市民に周知することで意欲と希望が持てる農業経営の実現に向けて、関係機関・団体と連携して次の重点事業を推進します。

27ページを御覧ください。

1つ目の担い手の育成と農地利用集積等の推進について、事業実施計画ですが、農業委員会は農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の実現に向けて、中心となる担い手の育成と、担い手への農地集積を図るために農地流動化推進事業を進めてまいりました。その結果、平成30年3月末現在では766.3ヘクタールとなっています。

また、平成24年度に作成された岐阜市人・農地プランと平成25年度に新たに実施された農地中間管理事業を基に、今年度も中心となる担い手の育成と、担い手への農地集積を積極的に進めます。

続きまして推進方法ですが、今年度の新規の利用権設定面積を20.0ヘクタール以上とします。また、農業委員会の農地銀行事業とJAぎふの農地利用集積円滑化事業、農地中間管理事業を活用し、各地区農政推進委員会の協力を得て、担い手への利用集

積と新たな担い手の掘り起こし活動、利用権設定の期間満了に伴い、相対契約から農地利用集積円滑化事業へ利用権設定の切り替えを積極的に推進、岐阜市人・農地プランを活用した支援施策の周知に努めます。

さらに、JAぎふ等関係団体と連携し、農家、団体に対する相談会等の開催や、集落営農組織の育成と法人化、認定農業者への誘導を図り、優良農地の確保に努めます。

続きまして、2つ目の遊休農地の発生防止と解消について、事業実施計画ですが、遊休農地は、担い手不足や農業従事者の高齢化に伴い、全国的に増加傾向にあります。本市では平成30年3月末現在で、20.0ヘクタール存在しています。

遊休農地は、雑草の繁茂や病虫害の発生、近隣農地への土地利用の阻害、さらに地域の環境や景観にも悪影響を及ぼしますので、遊休農地の発生防止と解消対策は、農地法改正により農業委員会の重要な業務となり、これらの遊休農地の解消を図るため、農地利用状況調査を行い、各種の事業を通じて解消に努めてきました。本年度も引き続き、遊休農地の解消に向けた取り組みを実施します。

28ページを御覧ください。

続きまして、推進方法ですが、本年度も引き続き農地利用状況調査の実施と、土地所有者への指導、担い手農家への斡旋などの事業を通して、8.0ヘクタールの遊休農地を解消することを目標に取り組みます。

続きまして、3つ目の食農教育の定着と普及推進について、事業実施計画ですが、平成17年に制定された食育基本法と、平成20年策定の岐阜市食育推進計画、25年策定の第2次食育推進計画、30年策定の第3次食育推進計画に基づき、食育関連事業が総合的、計画的に進められています。

こうした中で農業委員会は、平成15年度から子どもを対象とした農業体験を通じて、食農教育活動を実施してきました。さらに平成23年度から、地産地消立市の実現に向け、食農教育児童実践支援事業を実施し、市内全ての小学校において活動を支援しました。

また、平成25年度からは、市民農園を利用して土づくりから始まる一連の農作業に加え、収穫した農作物を使った調理体験を実施しています。

今年度も、食農教育児童実践支援事業を実施し、農作物に対する理解や食に対する意識を高め、充実した食生活の実現を図るため、農業委員、農地利用最適化推進委員、農政推進委員、教育関係者、農業団体が一体となって推進します。

続きまして、推進方法ですが、農業委員会、農政推進委員会が中心となって、JAぎふ、教育関係者、農業関係者等の協力を得て、小学生に農作物の栽培、収穫、調理体験の機会を提供し、市内全小学校の参加を目標とし、取り組んでいきます。

29ページを御覧ください。

続きまして、4つ目の農業関係者研修会の実施について、事業実施計画ですが、食料自給率向上のためには、地域農業の活性化が求められています。そのためには、農業者が農業施策について認識を深め、農地の有効活用と、将来を見据えた先進的な農業経営を学ぶために、研修会を開催して情報の共有と意識の向上に努めます。

続きまして推進方法ですが、開催にあたっては、市農林部、JAぎふ営農部の協力を得て実施します。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長

ただいま、議案第18号について説明を受けました。

平成30年度農業委員会農業振興対策の重点事業計画については、4項目ありますが、いずれも地域の農業振興を図る上で、重要な事業でありまして、今年度に農業委員会が積極的に取り組みをしたいという事であります。

ただいまの説明について、何か御意見等ございましたら、御発言願いたいと思います。

議長

御意見も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

ただ今、決定させていただきました重点事業は、委員の皆さんが、地域で積極的に推進をしていただくこととさせていただきますので、地区農政推進委員会におきまして、推進されることをよろしくお

願いたいと思います。

議 長

続きまして、議案第19号、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価案並びに平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画案についてを議題といたします。内容につきまして事務局から説明をお願いいたします。

高島副主幹

それでは議案第19号について、農業委員会事務局の高島から説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

これは、農業委員会等に関する法律の一部改正により、農地等の利用最適化の推進が必須事務となったことに併せ、農地等の利用の最適化の推進状況及び農業委員会における事務の実施状況に関する情報について、インターネット等で公表することが法定化されたことに伴い、活動状況について公表するものでございます。

平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価案について説明いたします。

32ページを御覧ください。

I、農業委員会の状況の1、農業の概要につきましては、2015年農林業センサスのデータに基づいております。

2、農業委員会の現在の体制は記載のとおりでございます。

33ページを御覧ください。

II、担い手への農地の利用集積・集約化でございますが、2、平成29年度末の実績は、766.3ヘクタール、集積率は19.1パーセントでございます。

3、目標の達成に向けた活動を行いました。

4、評価の案は記載のとおりでございます。

34ページを御覧ください。

III、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進でございますが、平成29年度は新たに2経営体が参入しました。

3、目標の達成に向けた活動を行いました。

4、評価の案は記載のとおりでございます。

35ページを御覧ください。

IV、遊休農地に関する措置でございますが、農地利用状況調査を調査員による現地調査の方法で実施したところ、遊休農地面積が20.0ヘクタールあり、所有者に対し意向調査を実施し、平成29年度末までに、7.7ヘクタールを解消いたしました。

3、2の目標の達成に向けた活動は記載のとおり実施しました。

4、評価の案は記載のとおりでございます。

36ページを御覧ください。

V、違反転用への適正な対応につきましては、通年の農地パトロールを実施し、解消に向けて指導をいたしました。

37ページを御覧ください。

VI、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検につきまして、1、農地法第3条に基づく許可事務の実施状況でございますが、農地部会及び総会におきまして、農地法の許可案件について、事務局から許可基準に合致する旨を説明し、担当農業委員から地域との協調等の状況について意見を述べていただくことを実施し、平成29年度は110件処理いたしました。

2、農地転用に関する事務の実施状況でございますが、1と同様に、農地部会及び総会におきまして、農地法の許可案件について、事務局から許可基準に合致する旨を説明し、重要案件につきましては、担当農業委員から地域との協調等の状況について意見を述べていただくことを実施し、平成29年度は67件処理いたしました。

38ページを御覧ください。

3、農地所有適格法人からの報告への対応でございますが、平成29年度は、管内26法人のうち、岐阜市に報告書提出が必要な全ての農地所有適格法人から報告がございました。

続きまして、4、情報の提供等につきましては記載のとおり実施いたしました。

39ページを御覧ください。

VII、地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容につきましては、記載のとおりでございます。

VIII、事務の実施状況の公表等でございますが、1、総会等の議事録はホームページ及び書面にて公表しております。

3、活動計画の点検・評価はホームページに公表しております。以上が、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価案でございます。

続きまして、40ページを御覧ください。

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画案について説明させていただきます。

I、農業委員会の状況の1、農家・農地等の概要につきまして



は、2015年農林業センサスのデータに基づいております。

2、農業委員会の現在の体制は記載のとおりでございます。

41ページを御覧ください。

II、担い手への農地の利用集積・集約化の1、現状及び課題で  
ございますが、平成30年3月末現在の管内農地面積は

3,950ヘクタールで、これまでの集積面積は766.3ヘク  
タールでございます。

平成30年度は、目標集積面積を786.3ヘクタールとして  
おります。

続いて、III、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進の現  
状は、新規参入者が平成27年度は3経営体、平成28年度は5  
経営体、平成29年度は2経営体でございます。

平成30年度の新規目標数は5経営体でございます。

42ページを御覧ください。

IV、遊休農地に関する措置につきましては、平成30年3月末  
現在の管内農地面積は3,970ヘクタール、遊休農地面積は  
20.0ヘクタールでございます。

平成30年度の目標解消面積は8.0ヘクタールでございます。

V、違反転用への適正な対応でございますが、今年度も通年の  
農地パトロールを実施し、早期発見による未然防止にあたる一方、  
広報紙に農地転用制度及び違反の場合の罰則について掲載し、周  
知に努めます。

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画案は、以上  
でございます。

議案第19号の説明を終わらせていただきます。

議 長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありま  
した、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評  
価案並びに平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画案  
については、農業委員会の活動の透明性が求められている今日、  
情報の公開という観点からも、取り組んでいかなければならない  
ことと思われま。

ただいまの説明について、何か御意見等ございましたら御発言  
願いたいと思います。

議 長

御意見も無いようですので、原案のとおり決定することについ

て、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

ただいま決定させていただきました、点検・評価並びに計画案につきましては、ホームページで公開して地域農業者等の御意見を募集した後に、総会に上程させていただく予定です。

ここで、いったん約10分間休憩といたします。午後4時25分に会議を再開いたします。

【休憩】

議 長

それでは、会議を再開いたします。

引き続き、議案の審議に入ります。議案20号、農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地の買受適格証明願の審議について、今回の出願は2件、以上を議題と致します。

事務局の説明を求めます。

奥田事務局  
長

それでは、議案第20号、農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地の買受適格証明願の審議について説明させていただきます。

43ページを御覧ください。今回出願がありました農地につきまして、民事執行規則による強制執行として、岐阜地方裁判所において期間入札の公告が行われております。

入札に付される物件は農地でありますので、入札に参加するためには、民事執行規則第33条による買受申出の資格の制限としまして、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができるものであります。

買受適格証明書の発行にあたっては、入札の結果、当該証明書の交付を受けた者がその農地の買受人となり、農地法第3条の許可申請がされた場合に、証明書の交付時と事情が異なっていると認められる場合を除き、許可するものとして併せて提案しておりますので、農地法第3条の不許可基準に抵触しないことが要件となります。

今回は2件提出されています。

44ページをお願い致します。出願内容の1番の黒野地区からの提出案件は、出願人は、今回農業経営の拡大をしようとするものでございます。出願人は耕作の経験が豊富で、市外に居住していますが、申請地までの距離は車で60分程で通作には問題ないものであります。

次の出願内容の2番、同じく黒野地区からの提出案件は、出願人は、今回農業経営の拡大をしようとするものであります。地区外に居住していますが、申請地までの距離は車で15分程で通作には問題ないものであります。

いずれの出願に関しましても、農地の権利取得が不耕作目的や効率的に利用しない場合、農作業に常時従事しない場合、下限面積の制限、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがある場合等、農地法第3条第2項に規定する不許可基準に抵触しないものであります。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第20号について事務局から申請内容の説明がありました。

各申請者の営農状況等について、担当地区の農業委員の皆様から説明をいただきます。

それでは、44ページ1番及び2番の黒野地区からの申請については、担当地区の野々村議員、御説明をお願いします。

野々村委員

申請明細1番について、出願人が今回買受けを希望する農地では今後、植木の栽培に利用する予定とのことであります。

申請明細2番について、出願人が今回買受けを希望する農地では今後枝豆を作る予定とのことであります。

いずれも3月22日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。

出願人はいずれも耕作への意欲も強く、地域の取り決めも守っていただけるということを立会い時に確認しており、地元としても証明書発行をしても問題は無いと考えます。

議長

ありがとうございました。

議案第20号について、何か御意見等ございましたら御発言願ひ

たいと思います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定致します。

議 長

引き続きまして、議案第21号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転5件、使用貸借による権利の設定2件、以上を議題と致します。  
事務局の説明を求めます。

奥田事務局  
長

それでは、議案第21号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について説明させていただきます。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合の許可申請であります。今回提案しております申請のいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

46ページをお願い致します。

申請明細1番、木田地区からの申請内容は、使用貸借の権利設定で、貸人は農業経営の縮小を図り、借人はこの農地を借りて農業経営の拡大を図ろうとするものです。

申請明細2番、同じく木田地区からの申請内容は、使用貸借の権利設定で、貸人は、高齢になり耕作困難になったため、借人はこの農地を借りて農業経営の拡大を図るものです。

申請明細3番、黒野地区からの申請内容は、所有権の移転で、高齢になり耕作困難になってきた譲渡人が農業経営の拡大を図る譲受人へ畑を譲り渡すものです。

申請明細4番、方県地区からの申請内容は、所有権の移転で、譲渡人は農業経営の縮小を図り、譲受人はこの農地を取得して農業経営の拡大を図ろうとするものです。

申請明細5番、西郷地区からの申請内容は、所有権の移転で、譲渡人は農業経営の縮小を図り、譲受人はこの農地を取得して農業経営の拡大を図ろうとするものです。

申請明細 6 番、三輪巖美地区からの申請内容は、所有権の移転で、高齢になり耕作困難になった譲渡人が農業経営の拡大を図る譲受人へ田を譲り渡すものです。

申請明細 7 番、三輪山県地区からの申請内容は、所有権の移転で、譲渡人の兩名は相続により申請地を取得しましたが、申請地から離れた所に居住しており耕作不便のため、農業経営の拡大を図りたい譲受人に畑を譲り渡すものです。

以上となります。

議 長

ただいま、議案第 2 1 号について事務局から申請内容の説明がありました。

各申請者の営農状況等について、担当地区の農業委員の皆様から説明をいただきます。

それでは、4 6 ページ 1 番及び 2 番の木田地区の申請については、担当地区の西垣隆委員、御説明をお願いします。

西垣委員

今回の申請は、農業経営を縮小する使用貸人から農業経営の拡大を図る使用借人へ農地を貸借するものであります。今回の申請地において、水稻を栽培される予定と聞いております。

使用借人は地区外の方ですが、農業経験は豊富でございます。また農機具なども事務局員が確認してございます。

地元の取り決めも十分に理解していただいておりますので、地元としては問題が無いものと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、同じく 4 6 ページ 3 番の黒野地区からの申請については、担当地区の野々村貢委員、御説明をお願いします。

野々村委員

今回の申請は農業経営の縮小を図る譲渡人が農業経営の拡大を図る譲受人へ所有権移転を行うものであります。

3 月 2 2 日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。農地には柿が植えてありました。

譲受人は方県地区を中心に耕作をしており、柿を作ろうとこれまで農地を探してみえたそうで、申請地では今後もこれまで通り柿を栽培する予定とのことでした。

耕作への意欲も非常に強く、地域の取り決めも守っていただけ

るということを立会い時に確認しており、地元としても許可については問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、同じく46ページ4番の方県地区からの申請については、担当地区の野々村貢委員、御説明をお願いします。

野々村委員

今回の申請は農業経営の縮小を図る譲渡人が農業経営の拡大を図る譲受人へ所有権移転を行うものであります。

3月22日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。

譲受人は地元で耕作をしており、今回は水稻を栽培する予定とのことです。

耕作への意欲も強く、地元としても許可については問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、47ページ5番の西郷地区からの申請については、担当地区の西垣隆委員、御説明をお願いします。

西垣委員

今回の申請は農業経営の縮小を図る譲渡人が農業経営の拡大を図る譲受人へ所有権移転を行うものであります。

3月28日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。

譲受人は黒野地区を中心に枝豆を耕作しており、申請地でも枝豆を栽培する予定とのことです。

譲受人は認定農業者であり、耕作への意欲も強く、地域の取り決めも守っていただけているということを立会い時に確認しており、地元としても許可については問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、同じく47ページ6番の三輪厳美地区からの申請については、担当地区の福田正義委員、御説明をお願いします。

福田委員

この度の申請は、所有する農地の管理が高齢により困難となり、農業経営を縮小したい譲渡人が、近隣で農業経営の拡大を図る譲

受人へ所有権の移転を行うものであります。

3月16日に巖美地区の農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。申請地では水稻を栽培する予定とのことです。

譲受人は、地元の方ですので、地元の取り決めも把握しておられます。

耕作状況も問題なく、必要となる許可要件も満たしていることから、この度の許可については問題が無いものと考えます。

議長

ありがとうございました。

続きまして、同じく47ページ7番の三輪山県地区からの申請については、担当地区の山口基治委員、御説明をお願いします。

山口委員

この度の申請は、所有する農地が住居地より遠方であり農業の継続が困難となった譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ所有権の移転を行うものであります。

3月27日に山県地区の農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。申請地では野菜を栽培する予定とのことです。

譲受人は、今回の申請地に隣接した畑を所有しており、また、すぐ西隣に自宅があります。

耕作状況も問題なく、必要となる許可要件も満たしていることから、この度の許可については問題が無いものと考えます。

議長

ありがとうございました。

議案第21号について、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議長

御異議ございませんので、原案のとおり決定致します。

議長

引き続きまして、議案第22号、農地法第4条第1項の規定に

奥田事務局  
長

よる農地転用許可申請の審議について2件、以上を議題と致します。事務局の説明を求めます。

それでは、議案第22号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について説明させていただきます。

市街化調整区域内にある農地を、耕作する者自らが転用する場合の許可申請であります。

今回は、49ページの用途区分別総括表にありますように、再生エネルギー発電設備が1件、その他が1件、合計2件で、転用面積は畑3,707平方メートルとなっております。

50ページの申請明細をお願い致します。

申請明細1番、方県地区の申請内容は一時転用で、申請地は地盤が低いため嵩上げして畑地転換するものです。申請地は、農用地ですが例外許可規定にある一時的な利用に供するために行うものに該当するため許可し得るものです。

申請明細2番、西郷地区の申請内容は太陽光発電施設に転用するものです。申請地は、宅地化の状況から見て、道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画された街区に占める宅地の割合が40パーセントを超える街区の中に位置しているため、第3種農地と判断されますので許可し得るものです。

この申請は、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので議案書79ページに位置図を付けてございます。御覧ください。

右上の周辺地図ですが、転用される場所は、西郷地区の北部で、一級河川板屋川の西約100メートル、西郷小学校から北へ約500メートルのところに位置している農地でございます。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第22号について事務局から説明を受けましたが、50ページ2番の西郷地区から申請されました農地転用については現地調査を行いました。担当地区の西垣隆委員、御説明をお願いします。

西垣委員

今回の申請は、太陽光発電施設として自己所有農地の転用を行うものであります。



農地の転用にあたり、3月28日に西郷地区の農地利用最適化推進委員、事務局職員、転用事業者と共に現地立会いを行いました。草刈り等の管理は今後も農地所有者がしていくということで、適切な管理を指導しました。また、立会いの際には近隣農地、水路、農道等への影響の無いようお願いしました。

許可は問題ないものと考えています。

議長

ありがとうございました。

議案第22号について、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議長

御異議ございませんので、原案のとおり決定致します。

議長

引き続きまして、議案第23号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、所有権の移転4件、以上を議題と致します。

事務局の説明を求めます。

奥田事務局  
長

それでは、議案第23号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、説明させていただきます。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするために、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請であります。

52ページをお願い致します。

総括表にありますように、用途区分別では官公署及び病院等公的施設が1件、工業及び鉱業用地が2件、農林漁業用施設が1件、合計4件で、転用面積といたしましては、田畑合計3,208.55平方メートルとなっております。

53ページの申請明細をお願い致します。

申請明細1番、芥見地区から申請内容は所有権の移転で、医療機関の露天駐車場に転用するものです。申請地は水管、下水道管

又はガス管のうち2種類以上が埋設されている4メートル以上の道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ申請に係る農地から500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設、その他公共施設があり、第3種農地であると判断されますので許可し得るものであります。

申請明細2番と3番、合渡地区からの申請内容は、いずれも土木工事業を営む譲受人の資材置場にするものです。申請地は、いずれも宅地化の状況から見て、道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画された街区に占める宅地の割合が40パーセントを超える街区の中に位置しているため、第3種農地と判断されますので許可し得るものです。

申請明細4番、網代地区から申請内容は、所有権の移転で、農業用倉庫及び農作業場に転用をするものです。申請地は市街化調整区域内の宅地の状況から見て住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満である、第2種農地であると判断されます。今回の申請は、第1種許可基準にあります農業用施設に該当しますので、これを準用できますので許可し得るものです。

この申請は、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので議案書80ページに位置図を付けてございます。御覧ください。

右上の周辺図ですが、転用される場所は網代地区の南北の中間あたりで、一級河川板屋川沿いで、県道167号線から西へ約200メートル、網代小学校から北西へ約500メートルのところに位置している農地でございます。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第23号について事務局から説明を受けました。

53ページ4番の網代地区から申請されました農地転用について現地調査を行いましたので、地区担当の野々村貢委員より説明をお願いします。

野々村委員

今回の申請は、主に西郷・網代地区で農業経営をしている法人が農業用倉庫・農業用資材置場・農機具の洗車場として農地の転用を行うものであります。

申請地は板屋川の改修に伴い農地と位置づけされましたが、耕作しにくい土地であります。

農地の転用にあたり、3月19日に網代地区の農地利用最適化推進委員、事務局職員、転用事業者と共に現地立会いを行いました。立会いの際には近隣農地への影響のないようお願いしました。

許可は問題ないものと考えています。

議長

ありがとうございました。

議案第23号について、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議長

御異議ございませんので、原案のとおり決定致します。

議長

引き続きまして、議案第24号、農地法第3条の3の規定による届出並びに同法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の報告について、第3条の3届出28件、第4条届出19件、第5条届出53件、以上を報告させていただきます。

事務局の説明を求めます。

奥田事務局  
長

それでは、議案第24号、農地法第3条の3の規定による届出並びに同法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明させていただきます。

はじめに第3条の3の規定による許可不要であります相続等による農地の権利取得の届出です。

55ページをお願い致します。

各地区別の報告となっております。届出のありました28件の内訳は、

田が58筆43,714.11平方メートル、

畑が34筆12,678.00平方メートルで、

合計92筆56,392.11平方メートルでした。

続きまして56ページをお願い致します。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第4条届出の総括表となります。用途区分別では、一般個人住宅6件、集団住宅その他が5件、貸駐車場及び資材置場が7件、その他が1件、合計19件、面積といたしましては、田畑合計で11,005.00平方メートルでした。

受理明細は57ページから61ページに記載してございます。

続きまして、62ページをお願い致します。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第5条届出の総括表となっております。用途区分別では、一般個人住宅が16件、集団住宅その他が23件、官公署及び病院等公的施設が1件、工業及び鉱業用地が2件、店舗等施設が7件、貸駐車場及び資材置場が3件、再生エネルギー発電設備が1件、合計53件、面積といたしましては、田畑合計で33,337.96平方メートルでした。

受理明細につきましては、63ページから76ページとなっております。

以上、農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、平成30年3月に農業委員会事務局規程に基づき、農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告させていただきます。

以上となります。

議 長

ただいまの議案第24号については、報告議案でございますので御承知おきください。

議 長

引き続きまして、議案第25号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について、今回の出願は1件、以上を議題と致します。

事務局の説明を求めます。

奥田事務局  
長

それでは、議案第25号、租税特別措置法第70条の6第1項に規定する農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について説明させていただきます。

78ページをお願い致します。

今回は1件が提出されており、特例適用農地面積は、畑が1,364.00平方メートルとなっております。

証明願の内容審査としまして、事務局において遺産分割協議書等による相続人の確認を行い、特例適用農地について適正な耕作が行われていることなど、納税猶予を受けるための要件を備えているか十分調査し、提案させていただいております。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第25号について事務局から説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定致します。

議 長

引き続きまして、現在、黒野地区及び岩地区において砂利採取に伴う一時転用許可がされています。

黒野地区の工事の進捗状況について、担当地区の野々村貢委員、御説明をお願い致します。

野々村委員

黒野区内で現在行われている砂利採取の状況を報告致します。

現在は、採取のための掘削作業が始まっています。

3月15日に事業者と県及び市の関係部局による定期立入検査がありましたが、問題なく掘削が行われていることを確認しています。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、岩地区の工事の進捗状況について、担当地区の清水健吉委員、御説明をお願い致します。

清水委員

岩地区内で行われている2件の砂利採取の状況を報告致します。

まず岩滝西2丁目地内の砂利採取につきましては、現在も引き続き、埋戻し作業が行われております。3月15日に県及び市の

関係部局による定期立入検査がありましたが、その時に木くずとコンクリートがらが一つずつ混入していましたので、市産業廃棄物指導課から事業者にも口頭で撤去の指導をし、混入物の撤去をさせております。また、3月26日付で事業者から県に埋戻し土の変更の届出がなされ、製造物含有の無い残土及び別件で許可を受けている砂利採取地の土を埋戻し土に追加されています。5月中旬に埋戻し完了予定と聞いておりますので、今後も引き続き、地区農政推進委員や関係部局による見回りを行ってまいります。

また、岩滝西3丁目地内の砂利採取につきましては、現在採取のための掘削作業が始まっています。3月15日に事業者と県及び市の関係部局による定期立入検査がありましたが、問題なく掘削が行われていることを確認しています。工事の進捗状況に合わせ、周辺農地に係る営農活動に支障が生じないように見回りを行ってまいります。

議長

ありがとうございました。

ただいま、報告のありました工事の進捗状況について、何か御質問等ございましたら御発言願いたいと思います。

議長

御質問も無いようですので、砂利採取の報告については、これをもって終わらせていただきます。

なお、黒野地区及び岩地区については今後も引き続き中間報告をお願いしたいと思います。

議長

引き続きまして、別冊の第4回農業委員会総会議案その2でございます。議案第26号、農用地利用集積計画の決定について、賃借権の設定23件、使用貸借による権利の設定1,474件、所有権の移転6件、以上について、平成30年4月5日付け、岐阜市農政第6号をもって、岐阜市長から依頼がありましたので、農業委員会の意見を決定するため提案します。

関係部局の説明を求めます。

谷口副主査

農林政策課の谷口と申します。よろしく申し上げます。

議案第26号、農用地利用集積計画の決定について説明致します。表紙に平成30年第4回岐阜市農業委員会総会議案その2、農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業の推進に関する法

律関係と書かれている冊子を御覧ください。

まず、1ページを御覧ください。

今回の農用地利用集積計画の内容は、賃借権の設定が23件、使用貸借による権利の設定が1,474件、所有権の移転が6件となっております。

なお、賃借権と使用貸借の設定期間ごとの件数は、下段に記載のとおりです。

また、記載しておりませんが集積する面積は、賃借権が28,590.00平方メートル、使用貸借が1,371,594.78平方メートル、所有権移転が8,534.00平方メートルであり、合計面積は1,408,718.78平方メートルとなっております。

新規と更新の内訳につきましては、新規が512,694.00平方メートル、更新が896,024.78平方メートルとなっております。

次に、集積の内容について、御説明致します。

2ページを御覧ください。

こちらは、設定期間3年の相対の賃貸借による総括表であります。

借賃に関しまして、右端から2列目に記載してございますが、いずれも地域内の実情を考慮し、問題ないものと考えております。

続いて、3ページから4ページを御覧ください。

こちらは、設定期間3年の相対の使用貸借による総括表であります。

次に、5ページを御覧ください。

こちらは、設定期間6年の相対の賃貸借による総括表であります。借賃に関しまして、右端から2列目に記載してございますが、いずれも地域内の実情を考慮し、問題ないものと考えております。

次に、6ページから7ページを御覧ください。

こちらは、設定期間6年の相対の使用貸借による総括表であります。

次に、8ページから9ページを御覧ください。

こちらは、設定期間10年の相対の使用貸借による総括表であり、こちらは全て農地中間管理機構に対し、農地を貸し出すものであります。

次に10ページを御覧ください。

こちらは、設定期間15年の相対の賃貸借による総括表であり、これらは全て農地中間管理機構に対し、農地を貸し出すものであります。賃貸に関しまして、右端から2列目に記載してございますが、いずれも地域内の実情を考慮し、問題ないものと考えております。

続いて、11ページを御覧ください。

こちらは設定期間20年の相対の使用貸借による総括表であり、これらは全て農地中間利機構に対し、農地を貸し出すものであります。

次に、12ページを御覧ください。

12ページから36ページは、設定期間3年の農地利用集積円滑化事業の使用貸借による総括表であります。

続いて37ページを御覧ください。

37ページから58ページまでは、設定期間6年の円滑化事業の使用貸借による総括表であります。

次に59ページを御覧ください。

こちらは設定期間8年の円滑化事業の使用貸借による総括表であります。

続いて、60ページを御覧ください。

60ページと61ページは、設定期間10年の円滑化事業の使用貸借による総括表であります。

次に、62ページを御覧ください。

こちらは、設定期間0.5年の担い手への面的集積の使用貸借による総括表であります。

続いて63ページを御覧ください。

こちらは、設定期間1年の面的集積の使用貸借による総括表であります。

次に64ページを御覧ください。

こちらは、設定期間1.5年の面的集積の使用貸借による総括表であります。

続いて、65ページを御覧ください。

こちらは、設定期間2年の面的集積の使用貸借による総括表であります。

次に、66ページを御覧ください。

こちらは、設定期間2.5年の面的集積の使用貸借による総括



表であります。

続いて、67ページを御覧ください。

こちらは、設定期間3年の面的集積の使用貸借による総括表であります。

次に、68ページを御覧ください。

こちらは、設定期間4年の面的集積の使用貸借による総括表であります。

続いて、69ページを御覧ください。

こちらは、設定期間4.5年の面的集積の使用貸借による総括表であります。

次に、70ページを御覧ください。

こちらは、設定期間5.5年の面的集積の使用貸借による総括表であります。

続いて、71ページを御覧ください。

こちらは、設定期間7.5年の面的集積の使用貸借による総括表であります。

次に、72ページを御覧ください。

こちらは、所有権の移転による集積の総括表であります。

以上、御説明いたしました農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件にそれぞれ該当しているものと考えます。

議案第26号についての説明は以上であります。

議 長

ただいま、議案第26号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定致します。

議 長

引き続きまして、議案第27号、農用地利用配分計画案の策定に対する意見決定について、賃借権の設定3件、使用貸借による権利の設定38件、使用貸借による権利の移転1件、以上について

て、平成30年4月6日付け、岐阜市農政第8号をもって、岐阜市長から依頼がありましたので、農業委員会の意見を決定するため提案します。

関係部局の説明を求めます。

谷口副主査

それでは議案第27号につきまして、農用地利用配分計画案の策定に対する意見決定についての内容を説明致します。

74ページの様式第3号2(ア)の農用地利用配分計画案を御覧ください。

この配分計画案は、農地の出し手と受け手について氏名・住所、土地の所在地、利用権の種類、内容、貸借する期間等を記載しております。

農地中間管理機構から受け手に農地を貸すためには、この計画案を作成する必要があり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき、農業委員会の意見を聞いて定めることとなっておりますので、今回、議案として提出させていただきました。

本事業を活用する貸借の件数は、41件あり、内訳は、合渡地区が9件、方県地区が1件、網代地区が5件、常磐地区が23件、鷺山地区が2件、南長森地区が1件、となります。

各地区の農地の受け手につきましては合わせて9経営体となります。

また、本事業を活用する農地の所在地については、77ページから93ページの地図に記載されており、黒く塗られている農地が、今回、本事業の該当する農地となります。

続きまして、76ページの様式第3号2(イ)の農用地利用配分計画案を御覧ください。

この配分計画案は、平成29年12月28日を始期として権利設定されました農地について、農地の集約化を行うため受け手の変更を行うものです。

議案第27号の説明は以上でございます。

議 長

ただいま、議案第27号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて

て、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定致します。

議 長

以上をもちまして、本日の議案はすべて終了致しましたので、  
本日の会議はこれにて終了致します。

議長は、本日の会議終了につき午後5時20分閉会を宣す。